

一般社団法人岐阜県臨床検査技師会 定款

平成26年4月1日認可
令和2年6月7日一部改正

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人岐阜県臨床検査技師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県岐阜市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、衛生思想の普及及び啓発並びに臨床検査を通じての地域保健事業への協力を行うとともに、臨床検査に関する技術及び知識の向上を図り、もって公衆衛生の向上と県民の健康の保持・増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 衛生思想の普及及び啓発に関すること。
- (2) 臨床検査を通じての地域保健事業への協力に関すること。
- (3) 学会の開催に関すること。
- (4) 臨床検査に関する講習会、研修会及び研究会に関すること。
- (5) 会誌の編集・発行に関すること。
- (6) 検査及び検査技師の実態調査に関すること。
- (7) 精度管理事業に関すること。
- (8) 内外関係団体との交流に関すること。
- (9) 県民の健康増進に関すること。
- (10) その他この法人の目的を達成する為に必要な事業の実施に関すること。

(規律)

第5条 この法人は、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 会 員

(法人の構成員)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正会員 臨床検査技師または衛生検査技師の資格を有し、かつ日本臨床衛生検査技師会の会員であり、この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 名誉会員 本会に功績のあった正会員で理事会の推薦に基づき、総会において承認された個人
 - (3) 賛助会員 前2号に掲げる者以外の者で、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込むものとする。

2 入会は、別に定める会員に関する規程により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員になろうとする者は、この法人の活動に必要な経費に充てる為、総会において別に定める額により、入会金を納入しなければならない。

2 正会員及び賛助会員は、この法人の活動に必要な経費に充てる為、総会において別に定める額により、会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 正会員及び賛助会員は、別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名に該当する旨を通知し、総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の名誉若しくは会員たる名誉を毀損し、又はこの定款に反する行為のあったとき。
- (2) この法人の目的に違背し、著しく秩序を乱したとき。
- (3) その他の正当な理由があるとき。

2 前項の規定により除名が議決された会員に対し、その旨通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 催告の期限を超過して会費の支払い義務が履行されなかつたとき。
- (4) 総正会員の同意があつたとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員が資格を喪失しても既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第 3 章 総 会

(構成)

第13条 総会は正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 定款の変更
- (4) 入会金及び会費
- (5) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項

(種類及び開催)

第15条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎年1回、6月に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記

載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

- 4 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
 - (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われないとき。
 - (2) 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集)

- 第16条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略できる。
- 2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集通知を発しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の10日前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができるとするとときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第17条 総会の議長は、当該総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

- 第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

- 第19条 総会においては、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

- 第20条 総会の決議は、法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。この場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の三分の2以上の議決に基づき行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令及びこの定款で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議する際には、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

- 第21条 総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法により議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 2 代理人を選任する場合、正会員は、代理権を証明する書面又は電磁的記録を提出しなければならない。

(議事録)

- 第22条 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 議長及び議事録作成者は、前項の議事録に署名するものとする。
- 3 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める総会運営規程による。

(役員の種類及び定数)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上25名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、2名を副会長、2名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、前項の副会長、常務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、理事会の議決により別に定める規程により、総会の議決によって選任する。

2 会長、副会長、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 監事は会員以外から選任することができる。

(顧問及び参与)

第25条 この法人の事業達成のために、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が理事会の議決を経て委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて、会議に出席し意見を述べるものとする。

4 参与は、学識経験を生かし、会長の要請に応じてこの会の行う重要な行事等に参画するものとする。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令、この定款の定めるところにより、この法人の業務執行の決定に参画する。

2 会長は、法令、この定款の定めるところによりこの法人を代表し、その業務を執行し総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 常務理事は、理事会において別に定める組織運営規定により、この法人の業務を分担執行する。

5 会長、副会長、常務理事の権限は、理事会の議決により別に定める組織運営規程による。

6 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事または監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第23条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第29条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。この場合、その役員に対し、解任の議決を行う前に弁明の機会を与えなければならない。

2 監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 第2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める旅費規程による。

第 5 章 理 事 会

(構成)

- 第31条 この法人に、理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
 - 3 監事は、理事会に出席しなければならない。ただし、議決に参加することはできない。

(権限)

- 第32条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事会議決の規程の制定、変更及び廃止
 - (3) 理事の業務の執行の監督
 - (4) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額な借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(招集)

- 第33条 理事会は、会長が招集する。会長以外の理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
- 2 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
 - 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各副会長又は各常務理事が理事会を招集する。
 - 4 会長は理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

- 第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各副会長又は各常務理事がこれに当たる。

(定足数)

- 第35条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

- 第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数の同意をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。
- 2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に理事として議決に加わることができない。

(決議の省略)

- 第37条 第36条1項の規定にかかわらず、法人法第96条（議決に加わることのできる理事全員の書面又は電磁的記録による同意の意思表示）の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印しなければならない。

(運営規程)

- 第39条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるものほか、理事会の議決により別に定める組織運営規程による。

第 6 章 会 計

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画書及び収支予算書及びこれに伴う予算に関する書類は、毎会計年度の開始日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しない時は、会長は理事会の議決を得て予算成立の日まで前年度の予算に準じてこれを執行することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、その会計年度終了後3ヶ月以内に定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については総会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般的の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般的の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
(2) 理事及び監事の名簿

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第44条 この法人の資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第45条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める会計事務取扱規程によるものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第46条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(解散)

第48条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 委 員 会

(委員会の設置)

第50条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第 9 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第 10 章 補 則

(委任)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決により別に定める規程による。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は、北村 順とする。副会長は、永井 正信、石郷 潮美、常務理事は、兼子 徹、西山 紀郎とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。